

北海道みんなのDX研究会 会員規約

この規約（以下「本会員規約」という）は、北海道みんなのDX研究会（以下「当会」という）の会員に関する事項を定めたものである。

第1条 （目的）

1. 当会は、デジタル技術の有効な利用方法や業務改善などの事例紹介、調査・研究を行い、その成果を広く道内を中心とした企業・団体に広めていくことを目的とする。
2. 当会は、株式会社日本経済新聞社および株式会社テレビ北海道（以下合わせて「理事会」という）が共同で設立し、法人、団体、地方自治体および行政機関等を会員とする組織である。

第2条 （会員の種類）

当会の会員は以下のとおりとする。

(1) 正会員

正会員は、法人および団体等を対象とし、当会の目的に賛同し、入会の申込みをし、理事会により入会を承認された者（以下「法人等」という）とする。

(2) 賛助会員

賛助会員は、地方自治体、行政機関および独立行政法人等を対象とし、当会の目的に賛同し、当会の事業に協力するため入会の申込みをし、理事会により入会を承認された者とする。

第3条 （入会申込等）

1. 会員になるには、本会員規約に同意のうえ、別に定める入会申込書（電磁的方法を含む）を提出するものとする。
2. 当会は、前項の申し込みがあったときは、当会の理事会において、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

第4条 （会員資格基準）

当会の会員への申し込みがあったとき、理事会は以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことができる。なお、以下の基準の非該当性は会員である間、維持され

なければならない。

- (1) 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同様。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合その者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同様。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同様。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用する等しているとき
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 役員等が刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、または被告人として訴追されているものであるとき
- (6) 納税に関し、犯則事件として調査を受け告発されているものであるとき
- (7) 業務上遵守すべき法令等に違反しており、または関係行政庁の処分に従っていないものであるとき
- (8) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っているものであるとき
- (9) 第3条に基づき提出した書類に虚偽の記載があり、または重要な事項について記載が欠けているとき
- (10) 暴力団等反社会的勢力であることまたは過去に暴力団等反社会的勢力であったこと、もしくはそれらとの関係があると判明したとき
- (11) 法人等もしくは役員等が、本邦および諸外国当局が指定する制裁対象者、その他これらに準ずる者のいずれかに該当するとき
- (12) その他、当会の信用を害するおそれがあるなど正当な事由があるとき

第5条 （会費）

1. 会員は、当会が別途定める会費を支払うこととする。事業年度途中の入会であっても原則として会費は減額しない。

2. 年会費は、入会日の翌月末日までに納付するものとする。
3. 入会の翌年度以降の年会費は、当該事業年度が開始する前日までに納付するものとする。
4. 一旦納付された年会費は、会員が事業年度途中で退会した場合であっても返還しない。

第6条 (有効期間)

会員資格の有効期間は、当会が承認した入会日からその日が属する事業年度の末日までとし、以後、退会の申し出または会員資格の喪失がない限り、自動的に1年間更新されるものとする。

第7条 (退会)

会員は、その退会の日から1ヶ月前までに別に定める退会届を提出して、任意に退会することができるものとする。

第8条 (会員資格の喪失)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会は当該会員を除名することができる。また、この場合当該会員に会費の払い戻しは行わない。

- (1) 本会員規約に違反したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがあったとき、または自ら申し立てたとき、当会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 理事会の許可なく、当会の活動と関わりのない独自の営利目的活動を会員向けに行ったとき
- (4) 当会に登録した情報に虚偽の内容があったとき
- (5) 当会、会員および当会の利害関係人に対し誹謗中傷をしたと認められる事実があったとき
- (6) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- (7) 暴力団等反社会的勢力であることまたは過去に暴力団等反社会的勢力であったこと、もしくはそれらとの関係があると判明したとき
- (8) その他の除名すべき正当な事由があったとき
- (9) 第5条に定める納付期間内に会費を納付しなかったとき

第9条 （会員の資格喪失について）

会員が前8条の規定によりその資格を喪失したときは、当会の会員としての地位を失う。
また、理事会の求めに応じて、当会の活動に関連して取得した会員限定の資料・情報等を返還または廃棄しなければならない。

第10条 （事業内容）

1. 当会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) DXセミナーの開催
 - (2) DX勉強会の開催
 - (3) DX関連のオンラインセミナーコンテンツの提供
 - (4) 道内企業 DX推進状況調査レポート
 - (5) その他、当会の目的を達成するために必要な事業
2. 各事業年度の具体的な事業内容は、理事会が当事業年度開始前に公表する入会案内書等に記載する。

第11条 （正会員について）

1. 正会員の会費は、一口あたり理事会が毎年度公表する入会案内書に定める金額とし、会員は口数に応じた会費を事業年度ごとに支払う。
2. 正会員は、第10条1項に定める事業に参加し、正会員限定の資料・情報等を供与されるものとする。

第12条 （賛助会員について）

1. 賛助会員の会費は無償とし、当会は、当会の行う事業の協賛、協力等において当該賛助会員の許可を得てその名義を使用できるものとする。また賛助会員は、同会員の行う広報活動や発行する広報物等において、可能な範囲で当会の募集等の告知・事業の広報に協力するものとする。
2. 賛助会員は、第10条1項1号、2号、4号および5号に定める事業に参加し、賛助会員限定の資料・情報等を供与されるものとする。

第13条 （事務局）

当会の事務は株式会社日本経済新聞社と株式会社テレビ北海道が行い、株式会社日本経済社札幌支社に事務局を置く。

〒060-0001 札幌市中央区北一条西3-3 札幌MNビル

TEL 011 (231) 0541 FAX 011 (231) 0649

第14条 (事業年度)

当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、2023年度は同年6月1日から2024年3月31日までとする。

第15条 (資料・情報等の利用)

1. 当会が提供する講演、講義、資料、記事、画像、動画および音声などの著作物の著作権その他の知的財産権は、別段の定めない限り、株式会社日本経済新聞社、株式会社テレビ北海道または原権利者に帰属する。
2. 会員は、当会の活動に関連して取得した会員限定の資料・情報等を利用することができる。ただし、第三者に開示するときは、事前に理事会の承認を書面（電磁的方法を含む）で得ることを要する。
3. 会員による前項の資料・情報等の利用は会員自らの判断によるものであって、これに起因し会員あるいは第三者に損害等が生じたとしても、理事会は一切の責任を負担しない。
4. 会員が会員資格を喪失した後も、本条は継続して当該会員であった者に対して効力を有する。

第16条 (解散)

1. 理事会は、予め会員に通知したうえで当会を解散させることができる。
2. 当会が前項によって終了するときは、理事会は、各会員に対し、すでに受領済みの会費のうち当事業年度の残期間に相当する金額（月割計算）をそれぞれ返還する。

第17条 (個人情報)

1. 理事会は、会員から取得した会員の従業員等の個人情報をそれぞれ次の目的の範囲で利用する。
 - (1) 会員の入退会に係る事務手続

- (2) 会費の請求
- (3) 当会の活動に関する案内、連絡および問い合わせ対応
- (4) アンケートおよび統計等の調査
- (5) 株式会社日本経済新聞社および株式会社テレビ北海道の商品、サービスおよびイベント等の案内

2. 個人情報に関する質問および苦情の窓口は、第13条記載の当会事務局とする。

第18条 (免責)

理事会は、当会の運営にあたって理事会の責めに帰すべき事由により会員に損害を与えた場合、理事会に故意または重大な過失がある場合に限り、相当因果関係の認められる損害について、理事会が当該年度に会員から受領した会費の総額を上限に賠償責任を負う。

第19条 (譲渡禁止)

会員は、当会会員としての地位およびこれに基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

第20条 (裁判管轄)

理事会および会員間における当会に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条 (本会員規約の改定)

1. 理事会は、会員の一般の利益に適合する場合の他、本会員規約の改正が会員の当会参加の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性など諸般の事情に照らして合理的なものである場合には、会員の承諾を得ることなく、本会員規約の内容を改定することができる。
2. 理事会は、本会員規約を改定する場合、会員に対し変更後の内容および効力発生日を周知する。

以上

制定 2023年3月1日